

資料1

静岡市のモニタリング体制について

静岡市

2026年8月31日

静岡市の新たなモニタリング体制について

- ・静岡市は、これまで静岡市附属機関設置条例の規定に基づき、「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」において、環境等に関する影響について協議を行ってきた。2026年4月21日の協議会では、JR東海が行う環境保全措置・モニタリング計画等を了承した。
- ・今後は、環境影響評価法第38条の2及び静岡県環境影響評価条例第45条の規定に基づき、「環境影響評価書【静岡県】2014年8月」において不確実性があると考えられた予測及び環境保全措置の効果を検証していく。
- ・このため、静岡市では、調査審議を専門家等の知見を得て実施するため、静岡市環境影響評価条例に部会を設置する規定を設けるための条例改正を行い、本日8月31日付けで、「中央新幹線部会」を設置した。

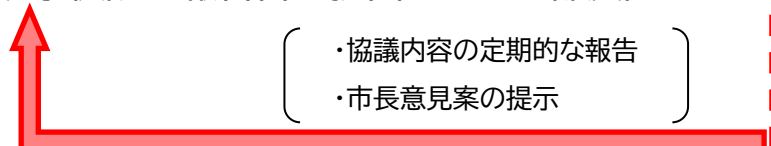
静岡市環境影響評価審査会

根拠法令：静岡市環境影響評価条例第56条

目的：市長の諮問に応じ、環境影響評価等に関する事項を調査審議するため

役割：中央新幹線部会の調査審議を受け、

- ・モニタリング結果、環境影響、保全措置の評価の確認（開催頻度：1回/年を想定）
- ・事後調査報告書に対する評価や静岡市長意見の確定（開催頻度：事後調査報告書の提出があった都度）

- 
- ・協議内容の定期的な報告
 - ・市長意見案の提示

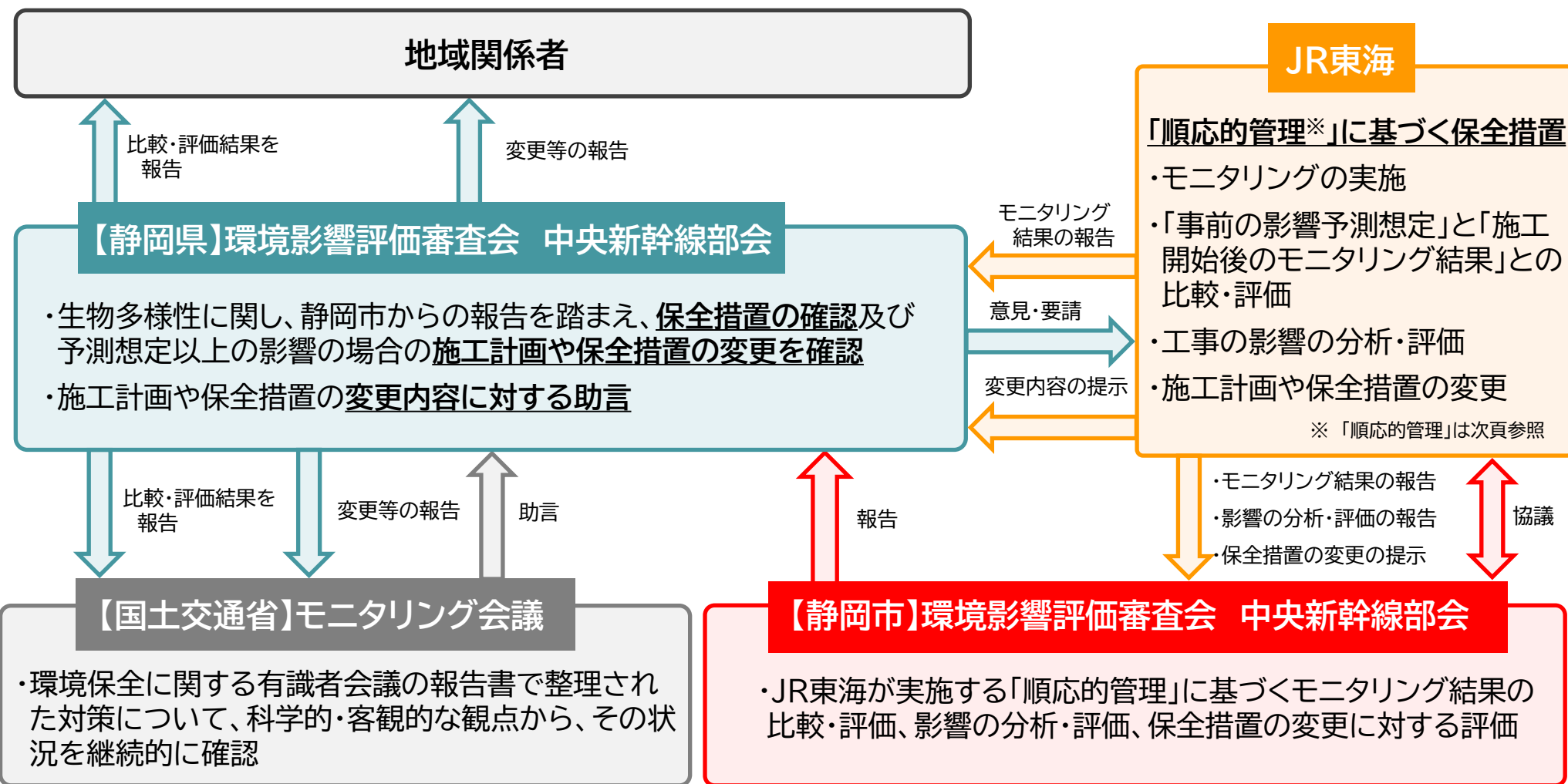
静岡市環境影響評価審査会 中央新幹線部会

根拠法令：静岡市環境影響評価条例第57条の2

目的：中央新幹線建設事業の環境影響評価等に関する事項を調査審議するため

- 役割：・JR東海が実施する「順応的管理」に基づくモニタリング結果の比較・評価、影響の分析・評価、保全措置の変更に対する評価
- ・事後調査報告書に対する評価及び静岡市長意見形成のための協議

モニタリング体制の全体像



JR東海が実施する「順応的管理」の方法と静岡市への報告・協議

「事前の影響予測想定」と「施工開始後のモニタリング結果」との比較・評価を行い、それに基づき施工計画や保全措置の実施計画の見直しを行う。

